

○甲斐市特定建設工事共同企業体取扱要綱

平成16年9月1日

告示第78号

改正 令和3年1月5日告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運用形態)

第2条 共同企業体の運用形態は、原則として、各構成員対等の立場で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して、次のとおり定めるものとする。

(1) 2社の場合 30パーセント以上

(2) 3社の場合 20パーセント以上

(結成)

第3条 共同企業体は、経験の増大、技術の拡充強化、融資力の増大及び危険の分散を図り、工事を適正、円滑かつ確実に施工することを目的として、結成するものとする。

(対象工事)

第4条 共同企業体の施工対象工事の種類及び規模は、次のとおりとする。

| 対象工事の種類                                                          | 金額        |
|------------------------------------------------------------------|-----------|
| 大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事（橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築） | おおむね3億円以上 |
| 技術的難度の高い大規模設備等の建設工事                                              | おおむね1億円以上 |
| 上記以外の工事で、工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる工事                     |           |

(入札参加資格審査手続)

第5条 共同企業体として、本市が発注する建設工事に係る指名競争入札に参加しようと

するときは、次条第1項の資格を有する建設業者で構成した、共同企業体の入札参加資格審査の申請をし、審査を受けるものとする。

(資格審査の申請)

第6条 共同企業体の入札参加資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たす場合でなければすることができないものとする。

- (1) 構成員は、資格者名簿に登録された建設業者であること。
- (2) 構成員は、2又は3業者であること。
- (3) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あること。
- (4) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (5) 構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置し得る建設業者であること。
- (6) 構成員の級別格付は、最上位等級であること。ただし、同級により難しい場合であつて、当該工事を所管する課長が特に認める場合は、最上位等級と第二位等級に属する建設業者との組合せとする。

2 構成員は、同一工事で他の共同企業体の構成員となれないものとする。

3 第1項の申請は、特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）に特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）その他申請に必要な書類を添えて、当該工事の発注者に提出することにより行うものとする。

4 共同企業体の入札参加資格審査の申請及び共同企業体協定の締結は、当該構成員の代表者が行うものとする。

(資格審査及び格付)

第7条 共同企業体の入札参加資格の審査は、前条第1項の申請に基づき行い、当該共同企業体の級別格付は、次によるものとする。

- (1) 構成員の級別格付が同一の場合 当該構成員の級別格付
- (2) 構成員の級別格付が異なる場合 上位の構成員の級別格付

(代表者の選定)

第8条 代表者は、施工能力の大きい者とし、出資比率は、構成員中、最大とする。

(指名選考)

第9条 共同企業体の指名の選考は、別に定める建設工事指名業者選考会議（以下「指名会議」という。）の選考に基づき行うものとする。

2 指名会議の選考は、当該工事に資格審査申請した共同企業体のうち、適格なものと認定された共同企業体の中から選考するものとする。

(指名)

第10条 契約担当者は、前条の規定により指名選考された共同企業体を指名するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の敷島町共同企業体取扱要綱（敷島町制定）又は双葉町特定建設工事共同企業体取扱要綱（双葉町制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（令和3年1月5日告示第2号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

甲斐市長 様

申請者 住 所  
(電 話 番 号)  
共同企業体の名称

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 代表構成員 | 住 所<br>商号又は名称<br>代 表 者 氏 名 |
| 構 成 員 | 住 所<br>商号又は名称<br>代 表 者 氏 名 |

今般、甲斐市の発注に係る建設工事の入札に参加したいので、関係書類を添えて、入札参加資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号(第6条関係)

## 特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当特定建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 本市発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当特定建設工事共同企業体は、 工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後 月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負う事ができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有する者とする。

(構成員の出資割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更又は増減があっても、構成員の出資の割合は、変わらないものとする。

商号又は名称 %

商号又は名称 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第1条に規定する工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際、行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき契約不適合(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。)があったときは、各構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 工事共同企業体  
協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名し、  
及び押印し、各自1通を所持し、1通を発注者に提出するものとする。

年 月 日

|       |        |
|-------|--------|
| 代表構成員 | 住 所    |
|       | 商号又は名称 |
|       | 代表者氏名  |
| 構 成 員 | 住 所    |
|       | 商号又は名称 |
|       | 代表者氏名  |

様式第 1 号 (第6条関係)

様式第 2 号 (第6条関係)